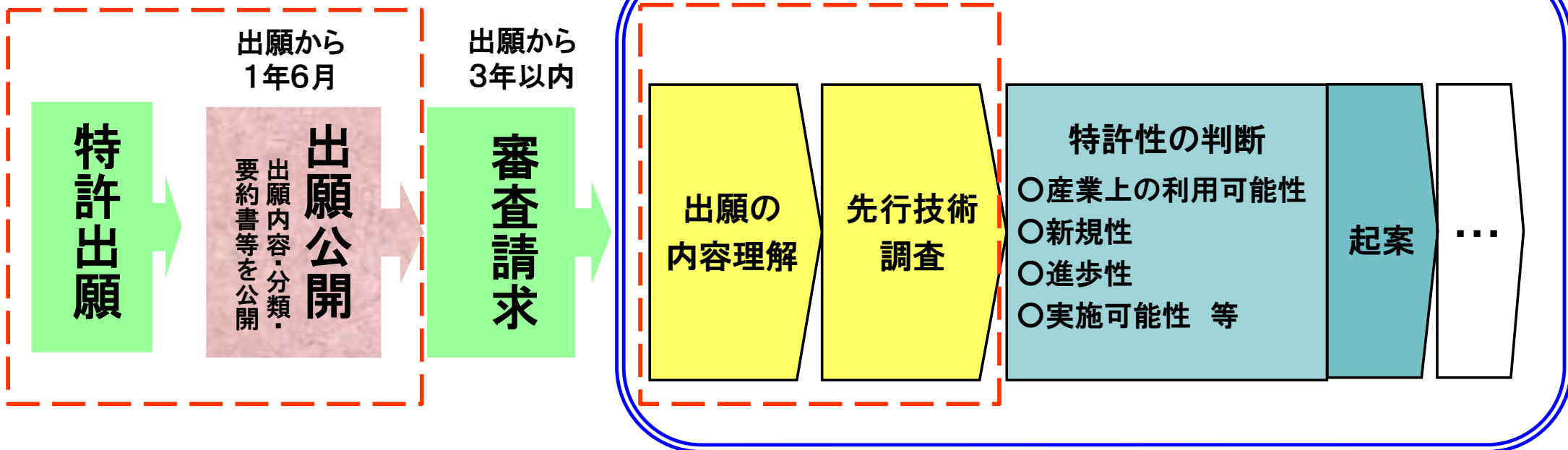


審査官による特許審査



登録調査機関（現在9機関）

分類付与・要約書
適合性調査の外注

（区分40の調査業務実施者）

登録調査業務

（調査業務では一部未公開情報を扱う）

先行技術調査の
一部外注

（区分1～39の調査業務実施者）

願書

【書類名】 特許願
…
【提出日】 平成○年△月□日
…
【発明の名称】 車両用照明装置
…
【発明者】
【住所又は居所】 ドイツ連邦共和国…
…
【特許出願人】
…
【氏名又は名称】 …
…
【代理人】
…

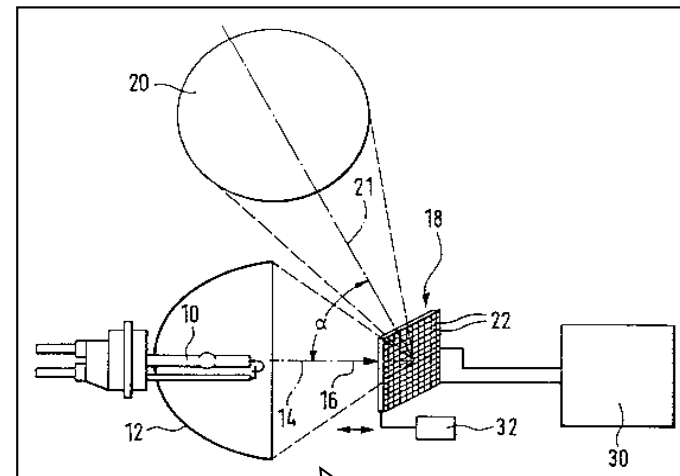
書誌的事項を記載
(出願日はいつか、
出願人は誰か等)

特許の権利範囲(特許請求
の範囲、請求項)、
従来技術、課題、解決手段、
発明の詳細な説明(実施例)
等を記載

特許請求の範囲及び明細書

【書類名】 特許請求の範囲
【請求項1】 車両用ヘッドライトであって、…反射器としてDMDを用いたことを特徴とする車両用ヘッドライト。
【請求項2】 …
…
【書類名】 明細書
【発明の名称】 車両用ヘッドライト
【0001】
【発明が属する分野】
本発明は、車両用ヘッドライトの技術分野に属する。
【0002】
【従来技術】
ヘッドライトの配光を変える技術は、例えば特開平○○のとおりの公知のものである。当該ヘッドライトは、1つの光源と反射器とを有し、該反射器の位置を移動させるアクチュエータを…
【0003】
【発明が解決しようとする課題】
従来のヘッドライトは、高々、光の到達距離等を変化させるものであって、すべての条件下で、例えば、種々の天候気象条件又は車道特性状態経過のもとで車両前方の交通状況の最適照明を行うことが困難であり、その結果、妥協的手段、措置を講じなければならない。更に、従来のヘッドライトは、右側及び左側方向に光を向けることができず、別途異なる照明装置が必要であり、それにより高い作製コストを要する。
本発明の目的ないし課題とするところは従来技術の欠点を取り除くことである
【0004】
【課題を解決するための手段】
…反射器として、DMDを用いた…
…
【0007】
【実施例】
次の本発明の実施例を図示し以降説明する
図1に示す車両用、例えば自動車用の照明装置はヘッドランプ又は照明体として使用され得る。照明装置は、少なくとも1つの光源10を有し、該光源は白熱ランプ、ガス放電ランプ、又は他の適当なランプであり得る。光源10は反射体…
…

図面



図面

要約

【書類名】 要約書
【要約】
【目的】 従来技術の欠点を取り除き、そして、方向変換装置の個々の反射素子の所望の運動により照明装置から出射する光束の特性を簡単に広範囲で変化させ得るようにすること。
【構成】 車両用照明装置であって、… …所定位置間で可動である。
【選択図】 図1

発明の概要、代表図

技術的 情報

本願明細書から得られる情報
(5)本願技術の技術分野
ex. 自動車のヘッドライト
(6)従来技術
ex. ヘッドライトの配光技術の流れ
(7)従来技術の課題
ex. 配光の自由度が低い
(8)本願技術の課題解決手段
ex. リフレクタにDMDを採用
(9)本願技術の効果
ex. DMDにより任意の配光が可能
...

先行技術文献の調査手法
(11)技術的情報、法律的情報、今までの審査(先行技術文献調査)経験から、先行技術文献の調査手法を決定
(12)先行技術をサーチ
ex. ヘッドライトにおいて液晶パネルを用いた任意の配光可能技術を発見
(13)当該先行技術文献と、本願技術との差異の確認
ex. 本願技術は、任意の配光手段としてDMDを使用しているのに対し、先行技術文献は液晶パネルを用いた点
(14)当該差異について、必要であれば追加でサーチ
ex. 光学技術の技術分野の調査(知見)から、液晶もDMDも周知の技術であり、置換可能であることを確認
(15)先行技術文献調査の終了

明細書等の書面で得られない情報・知見
(審査、研修、工場見学等により得られた知見)
(1)本願の技術分野の技術的動向
(2)本願の技術分野における周知慣用技術
(3)本願の技術分野の製品イメージ
(4)本願の技術分野におけるノウハウ、技術常識

(16)判断事項
○新規性、進歩性、記載要件等

本願情報の
確認

本願明細書の
精読

先行技術文献
の調査

判断
(特許or拒絶)

法律的 情報

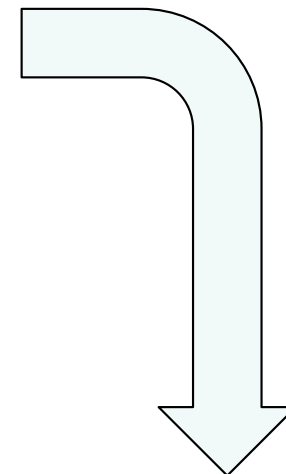
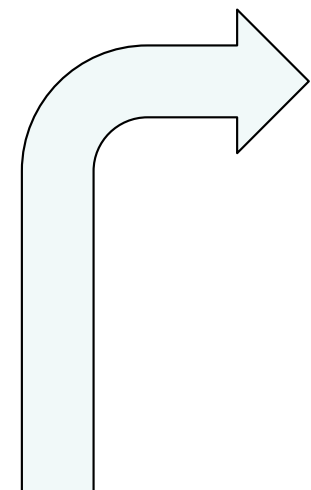
本願願書から得られる情報
(10)書誌的事項
○本願の出願日
○本願の出願人
○発明者
○自発補正
...

明細書等の書面で得られない情報・知見
(1)'~(4)' 検索者の経験
(審査において有益)

(16)' 対話時における報告事項
1. (1)'~(10)の事項
2. 調査手法
3. 調査結果

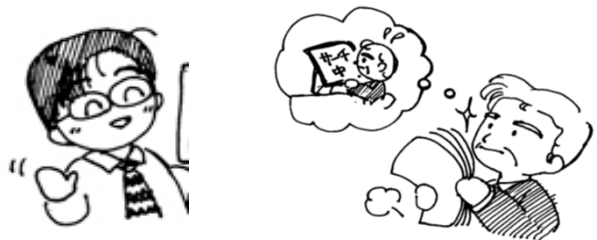
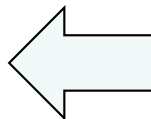
審査官の審査業務の効率化が図られる!

- ・ 検索者からの説明、報告が的確
- ・ 調査の手法、内容が的確



- ・ 審査官と検索者との
信頼関係を醸成
- ・ 対話の**効率化**へ

- ・ 審査官は報告内容を信頼
- ・ 報告内容に基づき安心して判断



調査業務実施者の法的位置づけ

➤ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (平成2年6月13日法律第30号)

(成立経緯)

- ◆ ペーパレス計画を本格的に導入するに当たり法的手当てが必要となる項目について所要の措置を講ずる。
- ◆ 調査業務のうち定型的に行うことが可能なものを、Fターム検索システムを利用して外部機関に行わせることにより、審査処理を促進する。
(指定調査機関制度、公益法人要件)

▶「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」 (平成16年6月4日法律第79号)

(法律改正の目的)

- ◆ 特許の審査順番待ち期間は当時26ヶ月。審査順番待ち案件は50万件、その後80万件に増大すると予測。
- ◆ 本改正に併せて、その後5年間、毎年100名程度、合計500名の任期付特許審査官の増員を目指すなど審査体制を整備(平成16年度予算案においては98名の増員要求)。
- ◆ これにより80万件の審査順番待ち案件の処理を一気呵成に行い、「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査」の実現、最終的には「審査順番待ち期間ゼロ」を目指す。

▶「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」 (平成16年6月4日法律第79号)

(法律改正の概要)

◆ 従来技術調査のアウトソーシングの拡充

- ✓ 特許審査に必要な従来技術調査の外注先について、公益法人要件を撤廃し、民間活力の活用を図る(指定調査機関→[登録調査機関](#))。

◆ インターネットによる公報の発行(従来は、紙・磁気ディスク)

◆ 実用新案権の存続期間の延長(6年→10年)

◆ 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入 等

第一章 総則 (第1、2条)

第二章 電子情報処理組織による手続等 (第3～13条)

第三章 予納による納付及び口座振替による納付
(第14～16条)

第四章 登録情報処理機関等

第一節 登録情報処理機関 (第17～35条)

第二節 登録調査機関 (第36～39条)

第三節 特定登録調査機関 (第39条の2～11)

第五章 雑則 (第40～42条)

第六章 罰則 (第43～46条)

第四章第二節 登録調査機関

第36条 登録調査機関の登録等

第37条 登録の基準

第38条 調査業務の実施義務等

第39条 準用

➤ 登録調査機関の登録(第36条)

◆ 登録調査機関とは登録を受けて調査業務を行う者

◆ 調査業務を行う者の申請に基づいて登録

◆ 区分ごとに登録

※ 区分とは(特例法施行規則)

区分一～三十九: 先行技術調査(39の技術分野)

区分四十: 分類及び要約書の記載の適合性についての調査

■特例法

(登録調査機関の登録等)

第三十六条 特許庁長官は、その登録を受けた者(以下「登録調査機関」という。)に、特許出願の審査に必要な調査のうちその特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

➤ 登録の基準(第37条)

- ◆ 所定の研修を終了した調査業務実施者が各区分10名以上
- ◆ 調査業務に必要なプログラム等を有する
- ◆ 子会社等ではないこと

■ 特例法

(登録の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者(以下この条において「調査機関登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学を卒業した者であって、科学技術に関する事務(研究を含む。ロにおいて同じ。)に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校を卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの

二 電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること。

三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員(持分会社にあつては、業務を執行する社員)に占める同一の者の役員又は職員(過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

➤ 欠格事由 (第39条で準用する第18条)

- ◆ 的確に調査業務を実施しないおそれが強い者については登録を拒否し、法律違反を予防的に抑えようとするもの

➤ 適合命令 (第39条で準用する第28条)

- ◆ 基準に適合しなくなった場合に特許庁長官が発する

■ 特例法

(欠格条項)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の登録を受けることができない。

- 一 特許等関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(適合命令)

第二十八条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第十九条第一項各号に適合しなくなったと認めるときは、その登録情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第三十九条 第十八条、第十九条の二、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条(第五号を除く。)及び第三十五条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第十八条中「特許等関係法令」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条」と、第二十一条、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十四条並びに第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十四条第二項中「指定特定手続等を行った者」とあるのは「特許出願人」と、第二十五条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十八条中「第十九条第一項各号」とあるのは「第三十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

➤ 登録の取消 (第39条で準用する第30条)

- ◆ 特許庁長官は、登録調査機関が適合命令に違反した場合等に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

■ 特例法

(登録の取消し等)

第三十条 特許庁長官は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第二十二條第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。
- 四 第二十二條第三項又は前二條の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

➤ 調査業務の実施義務(第38条)

- ◆ 登録調査機関は、災害等により設備が破損した場合等正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査業務を実施しなければならない
- ◆ 調査業務は、調査業務実施者に実施させなければならない

■ 特例法

(調査業務の実施義務等)

第三十八条 登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 登録調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一項第一号に規定する者(以下「調査業務実施者」という。)に実施させなければならない。

➤ 特例法に基づく要件(第37条)

- ◆ 学歴要件
- ◆ 科学技術に関する事務の従事経験
- ◆ 独立法人工業所有権情報研修館が行う研修の修了

■特例法

(登録の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者(以下この条において「調査機関登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学を卒業した者であって、科学技術に関する事務(研究を含む。ロにおいて同じ。)に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校を卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの

(以下略)

- **秘密保持義務** (第39条で準用する第26条第1項)
 - ◆ 違反→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第43条)

- **みなし公務員** (第39条で準用する第26条第2項)
 - ◆ 刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす
 - ◆ 登録調査機関は国の代わりに業務を実施
→公正な遂行のため必要な保護と規制が加えられる
 - ◆ 公務執行妨害罪、職務強要罪、虚偽公文書作成罪、公務員職権濫用罪、あっせん収賄罪など

■特例法

(秘密保持義務等)

第二十六条 登録情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 情報処理業務に従事する登録情報処理機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十三条 第二十六条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)[秘密保持義務]の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

■ 特例法

(登録調査機関の登録等)

第三十六条 特許庁長官は、その登録を受けた者(以下「登録調査機関」という。)に、特許出願の審査に必要な調査のうちその特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(登録の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者(以下この条において「調査機関登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学を卒業した者であって、科学技術に関する事務(研究を含む。ロにおいて同じ。)に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校を卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)であって、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの

二 電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること。

三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員(持分会社にあっては、業務を執行する社員)に占める同一の者の役員又は職員(過去二年間にその同一の者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二分の一を超えていること

■ 特例法

(調査業務の実施義務等)

第三十八条 登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 登録調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一項第一号に規定する者(以下「調査業務実施者」という。)に実施させなければならない。

(準用)

第三十九条 第十八条、第十九条の二、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条(第五号を除く。)及び第三十五条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第十八条中「特許等関係法令」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条」と、第二十一条、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十四条並びに第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十四条第二項中「指定特定手続等を行った者」とあるのは「特許出願人」と、第二十五条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十八条中「第十九条第一項各号」とあるのは「第三十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

(欠格条項)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の登録を受けることができない。

- 一 特許等関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

■ 特例法

(秘密保持義務等)

第二十六条 登録情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 情報処理業務に従事する登録情報処理機関の役員又は職員は、[刑法](#)（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第二十八条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第十九条第一項各号に適合しなくなったと認めるときは、その登録情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十条 特許庁長官は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。
- 四 第二十二条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

第四十三条 第二十六条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)[秘密保持義務]の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

■ 特例法

第四十四条 第三十条(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による情報処理業務若しくは調査業務の停止の命令又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条(第三十九条において準用する場合を含む。)の許可を受けないで情報処理業務又は調査業務の全部を廃止したとき。

二 第二十七条第一項(第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第三十一条第一項(第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一条第二項(第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。

四 (略)

第四十六条 第二十四条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十四条第二項各号(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。